

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年6月6日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）の施行に伴うため。

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
 条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第
 号）

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭
 和39年伊丹市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

」

を

「

円	円	円	円	円	円
239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000

」

200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000
---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（内払）

3 平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に支給された改正前の伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。